事　務　連　絡
令和８年７月 31 日

都道府県
各　指定都市　民生主管部局　御中
中 核 市

こども家庭庁長官官房総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び
職員の応援確保について

１　令和８年熊本地震の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、こども等の要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

２　被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

また、従来から、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。

厚生労働省及びこども家庭庁としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。

３　なお、こうした対応を行っていただく際には、感染予防対策を徹底していただくようお願いいたします。